

2026年 1月 15日  
No.2025-055

## わが国における暗号資産政策の見直し

調査部 主任研究員 谷口 栄治

### 《要 点》

- ◆ わが国では、2016年の資金決済法改正以降、暗号資産に係る規制が整備されてきた一方、暗号資産が投資対象となるなか、規制や税制の見直しが求められる状況に。こうしたなか、2025年12月、金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ(WG)」で報告書が取りまとめられたほか、同月に閣議決定された令和8年度(2026年度)税制改正大綱にて、暗号資産取引に係る税制見直しを表明。これら法改正は、2026年の国会にて審議される予定。
- ◆ 報告書では、規制見直しは、暗号資産投資にお墨付きを与えるものではなく、投資家が安心して取引できる環境整備が目的としたうえで、主に以下4項目を提言。

#### 【根拠法令の見直し】

根拠法を資金決済法から金融商品取引法(金商法)へ移行。暗号資産を有価証券と異なる金融商品として位置づけ。

#### 【情報提供規制】

暗号資産発行者や交換業者に対し、利用者(投資家)への適切な情報提供を義務付け。虚偽記載や不提供には、罰則・民事責任・課徴金の規定を整備。

#### 【業規制】

交換業者に第一種金融商品取引業に相当する規制を適用し、業務管理体制や利用者資産保護(セキュリティ対策、不正流出に備えた責任準備金の積み立て)等を規定。リスク管理を前提に、銀行、保険会社本体での暗号資産の保有等を許容。

#### 【不公正取引規制】

インサイダー取引規制を創設するほか、エンフォースメント(課徴金制度、監視委員会権限強化など)を拡充。

- ◆ 税制については、従来の総合課税(雑所得、最大税率55%)から、分離課税(20%)を適用。損失についても、最長3年間繰越控除可能に。
- ◆ わが国の暗号資産市場が大きな転換点を迎えるなか、以下の対応が必要。  
**投資家**: 金融教育や情報提供を通じて、リスクを踏まえた投資行動を徹底。  
**事業者**: 投資家保護の観点から、適切な情報提供、リスク管理、ガバナンス態勢を構築するとともに、ブロックチェーンを活用したイノベーションを推進。  
**当局**: 米国の政策動向に注視しつつ、健全な暗号資産市場形成を重視した政策運営。

本件に関するご照会は、調査部 主任研究員 谷口栄治 宛にお願いいたします。

Tel : 080-4377-3420  
Mail : taniguchi.eiji@jri.co.jp

[「経済・政策情報メールマガジン」](#)、[「X \(旧 Twitter\)」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

## 1. はじめに

2009年のビットコイン登場以降、暗号資産市場は拡大してきたが、その間、暗号資産価格の急落や顧客資産の流出、それを受けた大手事業者の経営破綻等もあり、同分野に対する規制・監督が国際的な 이슈 となってきた。この点、わが国では、2016年の資金決済法等改正（2017年施行）を皮切りに、世界に先がけて暗号資産関連の規制の整備を進めてきた。もともと、暗号資産を決済手段ではなく、投資（投機）の対象としてみるのが一般化するなか、従来の規制の枠組みを見直し、金融商品のひとつとして規制すべきとの意見が強まっていた。そこで2025年7月、金融審議会に「暗号資産制度に関するワーキング・グループ（WG）」が設置され、同年12月に報告書が取りまとめられたほか、同月に閣議決定された令和8年度（2026年度）税制改正大綱において、制度整備を前提に暗号資産取引に係る税制を見直す方針が示された。これらの規制の見直しは、2026年の通常国会にて法改正が審議される見通しである。そこで本稿では、わが国における暗号資産関連の規制整備の経緯や、同WG報告書での提言事項、暗号資産取引に係る税制改正の内容を概観したうえで、今後のわが国の暗号資産市場のあり方を検討する。

## 2. わが国における暗号資産政策の動向と課題

### （1）わが国における暗号資産政策の経緯

わが国では、国際的なマネーロンダリング・テロ資金供与対策（AML/CFT）への要請や、2014年に発生した当時世界最大の暗号資産取引所であったマウントゴックスにおける資産流出（マウントゴックス事件）等を受けて、2016年に資金決済法等が改正（2017年施行）されるなど、世界に先がけて暗号資産に関する規制が整備された（図表1）。これにより、暗号資産の取引（法定通貨との交換等）を行う事業者を「暗号資産交換業」として登録制にすることとし、最低資本規制や自己資産と顧客資産との分別管理などを義務付けるとともに、口座開設時に本人確認等を義務付けた。その後、2018年に暗号資産取引所のコインチェックにおいて、ハッキングによって顧客資産（暗号資産 NEM）が流出する事案が発生したこと等を受けて、2019年に資金決済法及び金融商品取引法が改正（2020年施行）された。ここでは、①法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」へ変更<sup>2</sup>、②顧客資産のコールドウォレットでの管理義務付け<sup>3</sup>、③交換業者が取り扱う暗号資産の事前届け出制、④交換業者の倒産時における顧客資産の返還に関する規定整備、⑤証拠金の上限倍率（レバレッジ倍率）の設定、等が規定された。

さらに2022年の資金決済法改正（2023年施行）によって、ステーブルコイン<sup>4</sup>を「電子決済手段」として定義し、ステーブルコインの発行・償還等を為替取引と整理したうえで、発行できる事業者を、①預金取扱金融機関（ただし、本体での発行は慎重な検討が必要と明示されてい

<sup>1</sup> 当時世界最大のビットコイン取引所であり、東京に本拠地があったマウントゴックスにおいて、顧客預かり資産や自社保有資産であった約85万ビットコインが、ハッキングによって流出し、結果的に同社が経営破綻した。この事件により、わが国ではビットコインに対してネガティブなイメージが広がることとなった。

<sup>2</sup> 決済用途ではなく、投資（投機）用途としての保有・利用が一般化するなか、国際的に、「Virtual Currency」から「Crypto Asset」へと呼称が変わってきたことに対応したもの。

<sup>3</sup> 暗号資産の保管については、外部ネットワークに接続された「ホットウォレット」と、外部ネットワークから遮断された「コールドウォレット」の2種類がある。コールドウォレットは、外部ネットワークと接続されていないため、セキュリティ面に優れている。

<sup>4</sup> 法定通貨の価額と連動した価格（例：1コイン＝1ドル）で発行され、発行価格と同額での償還を約束するもの（デジタルマネー類似型ステーブルコイン）。



る<sup>5)</sup>、②資金移動業者、③特定信託受益権の活用を前提として信託銀行・信託会社、に限定した。またステーブルコインの取引の仲介等を行う事業を「電子決済手段等取引業」とし、事前登録制としたほか、利用者保護や本人確認、マネロン対策、当局による監督等を義務付けている。このほか、2022年の犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の改正により、交換業者に対して、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方の取引事業者へ通知する義務（トラベルルール）が課せられた。また、2025年6月の資金決済法改正を通じて、暗号資産交換業者が破綻した際に、資産が国外へと流出しないよう国内での保有を命令できるようにする、暗号資産等の売買・交換の媒介のみを行う新たな仲介業を創設する、といったことが規定された。

（図表1）わが国における暗号資産関連の主な制度整備

年	概要
2014年	暗号資産取引所マウントゴックスにて大規模な資産流出、同社破産
2016年	資金決済法改正（2017年施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>暗号資産取引（法定通貨との交換等）を行う事業者を「暗号資産交換業」として登録制に最低資本金規制、顧客資産と自己資産との分別管理等を義務付け</li> <li>口座開設時における本人確認等の義務付け</li> </ul>
2018年	暗号資産取引所コインチェックにて大規模な資産（暗号資産 NEM）流出
2019年	資金決済法・金融商品取引法等改正（2020年施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更</li> <li>顧客資産のコールドウォレットでの管理を義務化</li> <li>取り扱う暗号資産を事前届け出制に</li> <li>倒産時の顧客資産の返還に関する規定整備</li> <li>証拠金の上限倍率（レバレッジ倍率）を設定 等</li> </ul>
2022年	資金決済法改正（2023年施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>ステーブルコインを「電子決済手段」として定義</li> <li>発行者を①預金取扱金融機関（ただし本体での発行は慎重な検討が必要と明示）、②資金移動業者、③特定信託受益権の活用を前提として信託銀行・信託会社、に限定</li> <li>ステーブルコインの取引の仲介を行う事業を「電子決済手段等取引業」と定義</li> </ul>
	犯罪収益移転防止法（犯収法）改正（2023年施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>交換業者に対して、暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方の取引事業者へ通知する義務（トラベルルール）を導入</li> </ul>
2025年	資金決済法改正（2026年に施行予定） <ul style="list-style-type: none"> <li>交換業者破綻時に資産が国外へと流出しないよう国内での保有命令を導入</li> <li>暗号資産等の売買・交換の媒介のみを行う新たな仲介業の創設 等</li> </ul>

（資料）金融審・暗号資産制度に関する WG 資料をもとに日本総研作成

<sup>5)</sup> 預金取扱金融機関本体によるステーブルコインの発行は、慎重な検討が必要とされており、事実上、信託スキームによる発行に限定されている。

## (2) 暗号資産取引の現状と課題

このようにわが国では、利用者保護や事業者の管理態勢の整備、マネーロンダリング対策等の観点から制度整備が進められてきたが、当初は決済目的での利用も想定されていたこともあり、現在は資金決済法にて規定されている。もっとも、国内でも若年層や現役世代を中心に暗号資産に投資する個人投資家が増えている<sup>6</sup>ほか、海外（米国等）では、暗号資産（ビットコイン、イーサリアム等）を参照する上場投資信託（ETF）が解禁されたことで、機関投資家を含め、暗号資産に投資する投資家も増加している。このように暗号資産が投資（投機）対象として位置づけられる一方、取引においては、多くの課題や問題点が指摘されている（図表2）。

（図表2）暗号資産取引について指摘されている課題

- **情報提供の充実**  
→ 暗号資産発行時の説明資料（ホワイトペーパー）等の記載内容が不明確であったり、事実と異なるケースが多い
- **適正な取引の確保・無登録業者への対応**  
→ 詐欺的な金融についての相談が多く寄せられている
- **投資アドバイス等に係る不適切な行為への対応**  
→ 投資セミナーやオンラインサロン等による詐欺的な行為が疑われる事例が発生
- **価格形成・取引の公正性の確保**  
→ インサイダー取引に関する証券監督者国際機構（IOSCO）の勧告
- **セキュリティの確保**  
→ サイバー攻撃を受けて暗号資産が流出する事案が継続して発生

（資料）金融審・暗号資産制度に関するWG報告書をもとに日本総研作成

具体的に、暗号資産は価格変動（ボラティリティ）の激しいリスクの大きい投資資産であり、投資家に対する情報提供を充実させる必要がある一方、新たに暗号資産を発行する（IEO<sup>7</sup>）ケースにおいて顧客に提供される説明資料（ホワイトペーパー）等の記載内容が不明確であったり、事実と異なる記載があったりするケースも多いとされている。また、暗号資産事業者のなかには、海外事業者を含め、交換業者の登録を受けていない無登録業者も存在するほか、暗号資産に関する投資詐欺や不当な投資勧誘<sup>8</sup>（投資セミナー、オンラインサロン等）も問題視されている<sup>9</sup>。さらには、前述のわが国の事例も含め、暗号資産事業者においてサイバー攻撃（ハッキング等）によって、顧客資産が流出したり、経営破綻したりする事例が数年に一度みられるなど、事業者の経営管理態勢やガバナンスに対する懸念も根強く存在する。

<sup>6</sup> 2025年10月時点で、国内事業者における口座開設数は延べ1,300万口座を超えているほか、利用者預託残高は5兆円以上に達している。また報告書では、暗号資産保有者の約7割が年収700万円未満の所得層、個人口座の預かり資産額は8割以上が10万円未満となるなど、個人のなかでも暗号資産保有が身近になってきている、と評価している。

<sup>7</sup> Initial Exchange Offeringの略で、事業者が暗号資産交換業者を介して暗号資産を発行して行う資金調達方法。

<sup>8</sup> 暗号資産関連の投資セミナーや情報提供名目のオンラインサロンとして、なかには利用者から金銭を詐取するなど悪質な事例もあるとされている。

<sup>9</sup> 報告書によれば、金融庁「金融サービス利用者相談室」に月平均で350件以上の暗号資産に関する苦情相談等が寄せられており、大半は詐欺的な暗号資産の投資勧誘や取引等に係るもの、とされている。

### 3. 暗号資産政策見直しの概要とポイント（暗号資産制度 WG 報告書）

#### （1）見直しの趣旨・留意点

このように暗号資産を投資対象とする動きが広がる一方、利用者（投資家）保護等の観点で多くの課題が指摘されるなか、わが国でも暗号資産に係る制度の見直しを求める声が高まった。金融庁では、2024年秋から暗号資産に関連する制度のあり方を検証する勉強会を開催し、そこでの議論をもとに、2025年4月に「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」と題したディスカッションペーパーを公表した。また同年7月には、金融審議会に「暗号資産制度に関するWG」を設置し、同年12月に報告書を公表した。同報告書では、「規制の見直しは暗号資産投資にお墨付きを与えるものではない」ことを明確にしつつ、投資家が自身のリスク許容度の範囲で、合理的に安心して暗号資産取引を行えるよう、健全な取引環境の整備を進めていく方針が示されている。また、規制の見直しにあたっては、①利用者保護を通じて健全なイノベーション<sup>10</sup>を実現する、②暗号資産がグローバルに取引されることを踏まえ、諸外国の規制動向等、国際性を考慮する、③テクノロジーやビジネスの変化の速い業界であることを踏まえ、柔軟な規制とする、④過重な事業者負担が生じ、結果として利用者の利便性が損なわれないようにする、といった点を留意点として指摘している。

#### （2）規制見直しの概要

報告書では、暗号資産に係る規制見直しの具体的な項目として、①根拠法令の見直し、②情報提供規制、③業規制、④不公正取引規制、の4点を取り上げている（図表3）。

（図表3）暗号資産規制見直しの概要

<p><b>① 根拠法令の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗号資産の規制法を<b>資金決済法から金商法へ変更</b></li> <li>・ <b>有価証券とは異なる金融商品</b>として金商法に位置づけ</li> </ul> <p><b>② 情報提供規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者がいる暗号資産については、当該者が資金調達を行う場合に<b>情報提供義務を課す</b></li> <li>・ 発行者の資金調達を伴わない場合や発行者のいない暗号資産については、<b>暗号資産交換業者に情報提供義務を課す</b></li> </ul> <p><b>③ 業規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第一種金融商品取引業に相当する規制を適用</b></li> <li>・ サプライチェーン全体のセキュリティ対策の高度化等を通じ、利用者財産の管理を強化</li> <li>・ <b>無登録業者への罰則引き上げ等を行うとともに、投資運用行為や投資助言行為も規制対象に</b></li> </ul> <p><b>④ 不公正取引規制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>インサイダー取引規制を創設</b></li> <li>・ 証券監視委の<b>犯則調査権限</b>や<b>課徴金制度を創設</b></li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（資料）金融審・暗号資産制度に関するWG報告書をもとに日本総研作成

<sup>10</sup> 報告書では、「デジタルエコノミーの健全な進展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性を向上させる上でも重要であり、将来の暗号資産市場がどのような姿となるかは現時点で見通すことはできないものの、我が国における健全なイノベーションの可能性も見据え、それを後押ししていくことも大切である」としている。

## ① 根拠法令の見直し

暗号資産はこれまで資金決済法で規制されてきたが、暗号資産取引の多くが価格変動によるリターン（キャピタルゲイン）を期待した取引であるほか、前述の課題が伝統的に金商法で対処してきた問題と親和性があることを踏まえ、金融商品取引法（金商法）の枠組みを活用することが適当としている<sup>11</sup>。ただし、金商法上の有価証券は、配当や利息といった形で収益分配等を受ける法的な「権利」を表章するものが対象となっている一方、暗号資産は法的な権利を表章するものでなく、収益分配等も行われないため、金商法上は有価証券とは異なるものとして位置づけるべきと整理されている。また、金商法への移行にあたっては、規制対象については現行のままとし<sup>12</sup>、資金決済法上の暗号資産に該当しない NFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）や、ステーブルコイン（デジタルマネー類似型）は規制対象としないこと、規制の複雑化を避ける観点から暗号資産に係る規制は資金決済法から削除すること<sup>13</sup>、が示されている。

## ② 情報提供規制

暗号資産取引には、新規に暗号資産が発行・販売されるケースと、既に流通している暗号資産を売買するケースがある。いずれのケースでも、一般投資家と事業者との間に存在する情報の非対称性を解消するためには適切な情報提供が必要となるが、取引形態や暗号資産の属性等に応じて、情報提供の主体（誰が）や内容（どのような情報を提供するか）に違いが生じることとなる（図表4）<sup>14</sup>。例えば、ビットコインをはじめ、既に流通している暗号資産の取引については、伝統的な金融商品と異なり資産価値の裏付けがなく価格変動が大きい、配当や利息の支払いがない、出資者として権利（株主権のようなもの）が存在しないといった暗号資産の投資リスクを含め、取引を判断するにあたって重要な情報を、交換業者が一般投資家にとってわかりやすい形で提供することが基本的な対応となる。また、中央集権的な管理者が存在する暗号資産（中央集権型暗号資産<sup>15</sup>）を新たに発行・販売する（発行者が資金調達する）ケースでは、発行者に対して、前述の暗号資産の取引リスク等に加え、発行者自身の情報や調達資金の使途、対象プロジェクトに関する情報等を提供することが義務付けられる<sup>16</sup>。加えて、発行後に暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、発行者や交換業者に適時の情報提供を行うことを義務付けるほか、発行者には年1回の定期的な情報提供が求められている<sup>17</sup>。

<sup>11</sup> 暗号資産のほかにも、金やトレーディングカードなど、投資性を有する商品も存在するが、規制コスト等を踏まえれば、これらを全て金商法の規制対象とする必要はない、としている。

<sup>12</sup> 資金決済法では、暗号資産は、①代価の弁済のために不特定の者に対して使用できる、②不特定の者を相手方として購入・売却できる、③電子的方法により記録され、電子情報処理組織を用いて移転できる、④本邦通貨・外国通貨、通貨建資産、電子決済手段または金商法において有価証券として扱われるトークン（セキュリティトークン）ではない、という性質を持つ財産的価値と定義されている。

<sup>13</sup> 暗号資産を金商法で規制しても、決済目的での利用が制限されるものではない、としている。

<sup>14</sup> 情報提供の方法・タイミングについては、発行者、交換業者が作成する情報のいずれも、利用者への勧誘前のタイミングで、自らのウェブサイト等での公表と、顧客への情報提供が義務付けられている。また、これらの情報の一覧性を確保するために、発行者や交換業者から公表・提供された情報については、自主規制機関のウェブサイトにおいても閲覧できるようにすることが適当とされている。

<sup>15</sup> 中央集権型暗号資産に該当するケースとして、①特定の者のみが発行権限を有する暗号資産（発行・生成を管理する主体が存在する）、②パーミッション型ブロックチェーンを基盤としている（移転管理する主体が存在する）、③ERC-20等の基盤となるトークン規格に基づき発行される（仕様を定める主体が存在する）、が挙げられている。

<sup>16</sup> 少人数（49名以下）を相手方とする勧誘、プロ投資家（適格機関投資家）を相手方とする勧誘、無償での付与やマイニング等の報酬としてトークンを自動的に付与するケース等では、情報提供義務は課せられない。

<sup>17</sup> 当初は、発行者（中央集権的管理者）がいたものの、分権化等により発行者の活動が利用者の取引判断に重要で

(図表4) 情報提供規制の概要

### <中央集権型暗号資産（発行者がいる暗号資産）>

- ・ 発行者と一般の利用者との間の情報の非対称性を解消させる必要
  - 発行者が資金調達を行う場合には、利用者に対する**情報提供義務**を課す  
 (少人数・プロ投資家を相手方とする勧誘、無償での付与、マイニング等の報酬としての付与については規制対象外)
  - 発行者による資金調達を伴わず、交換業者が独自に取り扱う場合は、当該交換業者による**情報提供義務**を課す
- ・ 情報提供の内容：発行者の情報、調達資金の使途、対象プロジェクトに関する情報等  
 暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等

### <上記以外の暗号資産（ビットコイン等）>

- ・ 暗号資産の技術性・専門性の観点で、一般の利用者と専門家との間の情報の非対称性を解消させる必要
  - **交換業者による情報提供義務**を課す
- ・ 情報提供の内容：暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術、付随する権利義務、内在するリスク等

### <継続情報提供>

- ・ 暗号資産の取引判断に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、**適時情報提供**等の義務を課す

### <情報の正確性の確保、利用者保護>

- ・ 虚偽記載や不提供への**罰則・民事責任・課徴金**の規定を整備
- ・ 交換業者や自主規制機関による**チェック機能の強化**、自主規制機関における独立委員会等の設置
- ・ 中央集権型暗号資産の発行者による資金調達について、監査法人の財務監査が行われていない場合には、**投資上限**を設定

(資料) 金融審・暗号資産制度に関する WG 報告書をもとに日本総研作成

さらに提供する情報の正確性や客観性を確保するため、発行者が虚偽の情報を記載したり、情報を提供しなかったケースや、交換業者が情報の虚偽記載や不提供を認識しているにもかかわらず、暗号資産を取り扱ったりするケース等において、罰則<sup>18</sup>や損害賠償に係る民事責任規定、課徴金制度を設けるほか、虚偽記載等があった場合に、国内すべての交換業者で当該暗号資産の取り扱いを停止できるようにする方針が示されている<sup>19</sup>。また作成・提供される情報については、交換業者や自主規制機関によるチェック機能の強化が必要しており、とりわけ自主規制機関<sup>20</sup>では、審査の独立性や中立性を強化するために、審査業務を集中的に行う独立組織を設けるべき、としている。一方、暗号資産の新規発行・販売（IE0）については、「募集・売出し」後に価格が急落したり、時価が販売価格を大きく下回っているケースも多い。こうした現状を踏ま

はなくなった場合には、当局等の認定により当該発行者に対する継続情報提供義務の解除が認められる。また、国内すべての交換業者が当該暗号資産の取り扱いを停止した場合等も、当局等の認定により当該発行者に対する継続情報提供義務の解除が認められる。

<sup>18</sup> 有価証券届出書や有価証券報告書の虚偽記載については、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科。有価証券届出書や有価証券報告書の不提出については、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科。

<sup>19</sup> 交換業者が提供する情報は、公開情報に基づく、投資家も知得可能なものが多いため、交換業者に課せられる罰則は、発行者と比べて軽減することが適当としている。

<sup>20</sup> わが国では、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）が、交換業者が新たに扱う暗号資産に関する審査を行っている。



え、前述の情報提供規制に加え、監査法人による財務監査が行われていない場合、投資上限を設定することが提言されている<sup>21</sup>。

### ③ 業規制

暗号資産の規制法を金商法に変更するにあたり、暗号資産交換業者（暗号資産の売買等を業として行う）に第一種金融商品取引業（第一種金商業）に相当する規制を適用するとともに、現行法上の暗号資産固有の規制（例：コールドウォレットでの顧客資産の管理等）については、新たに金商法に同様の規制を設けることが適当としている（図表5）。

（図表5）業規制の概要

#### <基本的な方向性>

- ・ **第一種金融取引業者に相当する規制を適用**し、現行法の安全管理措置（原則コールドウォレット等での管理）等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける

（規制にあたっての主な論点）

#### ✓ 業務管理体制の整備

→ 取り扱う暗号資産の**審査体制**、**顧客適合性確保**のための**確認体制**、**売買審査体制を強化**

#### ✓ 利用者財産の管理

→ サプライチェーン全体を含めたより**包括的なセキュリティ対策を強化**

→ 委託先へのサイバー攻撃により不正流出が生じた事案を踏まえ、暗号資産の管理を行うための**重要なシステムの提供者に対する規制（事前届出、システムの安全性確保義務等）を導入**

#### ✓ 責任準備金

→ 不正流出事案が生じた場合の顧客への**補償原資**として**責任準備金を積み立て**

#### ✓ 暗号資産の借入

→ 利用者から**暗号資産を借り入れてステーキング等を行う業務**に対する**規制の導入**

#### <銀行・保険会社における取り扱い>

→ **銀行・保険会社本体による暗号資産の発行・売買等**は、引き続き**慎重な検討**が必要

**投資目的**での暗号資産の**保有**は、**十分なリスク管理・態勢整備等**が行われている場合に**許容**

→ **銀行・保険会社の子会社**については、今般の金商業規制の下、**暗号資産の発行・売買等**も**可能に**

#### <無登録業者へお対応>

- ・ **無登録業者による違法な勧誘を抑止**するため、より厳格な規制の枠組みを設ける

また、暗号資産を投資対象とする**投資運用行為**や**投資助言行為**を**規制対象**とする

- ・ 暗号資産が**詐欺的な投資勧誘の支払手段**として**利用されることを未然に防ぐ措置**を講じる

（資料）金融審・暗号資産制度に関する WG 報告書をもとに日本総研作成

また、事業者に対する業規制については、業務管理体制の整備、利用者財産の管理、責任準備

<sup>21</sup> 監査法人による財務監査が義務付けられていない株式投資型クラウドファンディングを参考に、利用者の投資上限を設けるとしている。具体的に、株式投資型クラウドファンディングにおける一般投資家の投資上限は、①純資産（居住用不動産除く）の5%、②収入金額の5%、③50万円のうちいずれか高い額（上限200万円）とされている。



金、暗号資産の借入の取り扱い、等が個別の論点として挙げられている<sup>22</sup>。具体的に、業務管理体制の整備として、現行法で義務付けられている事項（取引時に犯罪の疑いのあるときは取引停止を行う等）に加え、①取り扱う暗号資産の審査体制、②取り扱う暗号資産に関する情報提供体制、③顧客適合性を確保するための体制（利用者がリスク負担能力の範囲内で取引を行うことを確保するための確認を行う体制）<sup>23</sup>、④売買審査体制、⑤暗号資産発行者が情報提供規制に違反した場合に当該暗号資産を取り扱わないようにするための体制、の整備などを義務付けるとしている。また、事業者（交換業者）には、「販売所（顧客が交換業者との間で暗号資産の売買等を行う）」と「取引所（顧客同士のマッチング（売買等の媒介）を行う）」の2つの形態が存在するが、一般的に「販売所」の方が収益性が高いため、そちらに取引誘導しているとの懸念がある。この点、金商法上では最良執行義務が設けられており、事業者（交換業者）には、収益性を重視して顧客誘導を行わないなど、顧客に対して適切にサービスを提供できる形態を選択すべきとしている。

顧客資産（利用者財産）の保護については、不正流出を防ぐための対応と、不正流出に備えた対応の両面が求められている。前者については、現行の規制の枠組みを金商法でも維持しつつ<sup>24</sup>、サイバー攻撃等の手口の巧妙化に対応するため、サプライチェーン全体を含めたより包括的なセキュリティ対策を強化する方針が示されている。加えて、最近の不正流出事案では、交換業者にウォレットソフトウェアを提供する事業者がサイバー攻撃を受けたことが不正流出の一因になったとして、暗号資産の管理を行うための重要なシステムを交換業者に対して提供している事業者についても、事前届け出義務やシステム安全確保義務、当局による監督などの規制を設けるべき、としている。一方、不正流出に備えた対応となるのが、責任準備金である。現行法上、ホットウォレットで管理される暗号資産については補償原資の確保が求められているが、コールドウォレットで管理する暗号資産についてもハッキングによる流出リスクがあるため、交換業者にとって過重な負担にならないよう配慮しつつ、適切な水準の責任準備金の積み立てを求めるべき、としている<sup>25</sup>。

さらに暗号資産の借入についても規定されている。暗号資産取引は、これまでキャピタルゲインの確保を企図した取引（売買）が主流であったが、ビジネスモデルが多様化するなか、個人投資家等から暗号資産を借り入れて、ステーキング<sup>26</sup>や再貸付等によって運用し、一定期間経過後に賃借料を付して利用者に返還するビジネスも出てきている。現行法では、他人から暗号資産を借り入れる行為は、交換業者としての登録は不要となっているが、投資家からみれば、リ

<sup>22</sup> これ以外にも、①兼業規制、②退出時における顧客資産の適切かつ円滑な返還、③仲介業規制、が挙げられている。例えば、兼業規制については、交換業者による兼業については一定の事前チェックが必要、既存の金商業者が暗号資産交換業を行う際は変更登録が必要、といった記載がある。また、仲介業規制については、2025年に創設された暗号資産等の取引の媒介のみを行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、金融商品仲介業の対象とすべき、としている。

<sup>23</sup> 暗号資産取引の多くがインターネットを通じて行われていることを踏まえ、実務において具体的な対応を検討していく必要があるとしている。

<sup>24</sup> ホットウォレットで管理する利用者の暗号資産に対して流出時の補填に資するための同種・同量の暗号資産を保持すること、暗号資産交換業に係る情報漏えいの防止等の情報の安全管理のために必要な措置を講じること、等の規制が存在する。

<sup>25</sup> 補償原資確保の選択肢を拡大する観点から、責任準備金の積み立て以外に、保険加入等による補償原資の確保を認めることも検討すべき、としている。

<sup>26</sup> 暗号資産を担保として差し出し、ブロックチェーンの安定稼働のための活動に参加した対価としての報酬を暗号資産で受け取ることができる仕組みをいう。



スクをとってリターン（貸借料）を追求する行為であるため<sup>27</sup>、投資家保護の観点から、金商法の規制対象とすることが求められている。

### 【銀行・保険会社やそのグループにおける取り扱い】

銀行・保険会社本体やそのグループが暗号資産交換業を営むことについては、様々なリスク<sup>28</sup>を踏まえ、現状許容されていない。また、銀行が暗号資産を取得・保有すること自体は、法令上禁止されていないが、安全管理措置や健全性確保のための措置を求め、保有する場合は、必要最小限の範囲に留めること等が求められている。この点、報告書では、銀行・保険会社本体による暗号資産の発行・売買、暗号資産の仲介については、引き続き慎重な検討が必要としている<sup>29</sup>一方、銀行・保険会社に分散投資の手段を提供する観点から、十分なリスク管理・態勢整備等が行われていることを前提に、投資目的での暗号資産の保有を認めるとの方針が示されている。また、銀行・保険会社の子会社については、一般の金商業者とのイコールフットィングを確保するために、暗号資産の発行・売買、仲介を認めるほか、暗号資産を運用対象とする投資運用業を行うことや、投資目的での暗号資産保有についても許容するとしている<sup>30</sup>。

### 【無登録業者への対応】

無登録業者による違法な勧誘等を抑止するため、金商法において金商業の無登録業者への対応として設けられている規定を暗号資産交換業者にも適用するとしており、具体的に、刑事罰の強化<sup>31</sup>、裁判所による緊急差止命令、証券取引等監視委員会による緊急差止命令申立権限や調査権限の整備、等が挙げられている。また、暗号資産の投資運用や投資アドバイスについても投資運用業及び投資助言業の対象とすることが示されている<sup>32</sup>。

## ④ 不公正取引規制

暗号資産の不公正取引規制については、2019年の金商法改正によって、不正行為の禁止に関する一般規制、風説の流布や偽計、相場操縦行為等が禁止されている一方、インサイダー取引に関する直接的な規制がなく<sup>33</sup>、課徴金制度等のエンフォースメントも整備されていない点が課

<sup>27</sup> 事業者（借主）が借り入れた暗号資産については、現行規制の対象でないほか、利用者（貸主）が事業者の信用リスクや暗号資産の価格変動リスクを負うことになる。

<sup>28</sup> ①マネーロンダリング等に利用されるリスク、②暗号資産の管理等にかかるシステムリスク、③暗号資産の保有に伴う価格変動リスクのほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーション・リスク等が存在する。

<sup>29</sup> 上記で指摘されたリスクに加え、銀行・保険会社本体が扱っていることをもって、リスクを十分に見極めず取引する顧客が一定数生じる恐れがあると指摘している。

<sup>30</sup> 銀行・保険会社の子会社では、①銀行・保険会社本体より業務範囲が広いこと、②銀行・保険会社本体での取り扱いと比較して、顧客の誤認リスクが限定的であること、③銀行・保険会社本体との間で一定のリスク遮断が図られること、により、銀行本体よりもリスクが低くなると指摘されている。

<sup>31</sup> 現行法上、無登録で暗号資産交換業を行った場合、3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処され、又はこれが併科される。一方で、金商法では、無登録で金商業を行った場合、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処され、又はこれが併科される。

<sup>32</sup> 暗号資産取引では、中央集権型の管理者や仲介者が存在せず、利用者同士がスマートコントラクトを通じて自律的に取引を行う「DEX（分散型取引所、Decentralized Exchange）」が存在する。一方、DEXについては、現状、国際的にも明確な規制の手法が確立されていないため、現在の交換業者に対する規制とは異なる、技術的性質に合わせた過不足のない規制のあり方について、今後、各国の規制やその運用動向も注視しながら、継続して検討を行うことが適当としている。

<sup>33</sup> インサイダー取引を行った「内部者」や、「顧客の取引判断に著しい影響を及ぼす未公表の重要事実」をあらかじめ特定することが困難であることが背景にある。



題とされていた。そこで報告書では、不公正取引規制の観点から、インサイダー取引規制やエンフォースメントの整備が提言されている（図表6）。

（図表6）不公正取引規制の概要

＜暗号資産のインサイダー取引規制の整備＞

- ・「対象暗号資産」について、「重要事実」に接近できる「特別な立場にある者（インサイダー、規制対象者）」が、当該事実の「公表」前に、「取引の場に対する利用者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止」
- ✓ **対象暗号資産**：国内の暗号資産交換業者で扱われる暗号資産（取引所での取引か否かは問わず）
- ✓ **重要事実**：明確なものを個別列挙（例：発行者の破綻、新規上場・上場廃止、大口取引等）したうえで、バスケット条項で補完
- ✓ **規制対象者**：暗号資産の発行者の関係者、暗号資産交換業者の関係者、大口取引を行う者の関係者
- ✓ **公表**：暗号資産交換業者や自主規制機関のウェブサイトを用いた公表等に限定（SNS は対象外）
- ✓ **禁止行為・適用除外**：未公表の重要事実を知って、売買等を行うことを禁止  
（重要事実を知らなくても取引したことを行為者が立証した場合は適用除外）

＜エンフォースメントの強化＞

- ・暗号資産に係る不公正取引についても、証券監視委の犯則調査権限・課徴金制度を創設
- ・不公正取引規制に対する実効的なエンフォースメントのため、暗号資産交換業者による売買審査や、自主規制機関・証券監視委による市場監視体制の強化・整備

（資料）金融審・暗号資産制度に関する WG 報告書をもとに日本総研作成

暗号資産のインサイダー取引規制の整備では、「対象暗号資産」について、「重要事実」に接近できる「特別な立場にある者（インサイダー、規制対象者）」が、当該事実の「公表」前に、「取引の場に対する利用者の信頼を損なうような売買等を行うことを禁止する」、としている。具体的に、暗号資産の発行者の関係者、交換業者の関係者、大口取引を行う関係者が、それぞれの項目での重要情報<sup>34</sup>が公表される前に、当該情報を用いて取引を行うことがインサイダー取引として規制される。また、不公正取引規制の実効性を確保するためのエンフォースメントの強化については、金商法における課徴金制度の創設、証券監視委における犯則調査権限及び課徴金調査権限の創設、交換業者による売買審査や、自主規制機関による市場監視体制の抜本的な強化等が提言されている。

4. 暗号資産取引に係る税制の見直し

暗号資産取引により生じた利益は、従来、所得税における雑所得として総合課税の適用対象となっており、最大で55%（所得税45%＋住民税10%）の税率が課せられてきた<sup>35</sup>。もっとも、

<sup>34</sup> 中央集権型暗号資産の発行者の業務等に関する重要事実（発行者の破産、重大なセキュリティリスクの発覚等）、交換業者における暗号資産の取り扱い等に関する重要事実（暗号資産の新規上場、上場廃止等）、大口取引に関する重要事実（発行済暗号資産の20%以上の売買等）。

<sup>35</sup> 給与所得などと合算した課税所得に応じた累進課税。課税所得が4,000万円以上の場合、地方税とあわせて55%の税率が適用される。

暗号資産を投資対象としてみる動きが広がるなか、昨年度（令和7年度（2025年度））の税制改正大綱において、投資家保護のための必要な法整備を行うこと等と併せて、暗号資産取引に係る課税の見直しを検討する方針が示されていた<sup>36</sup>。そして、2025年12月に閣議決定された令和8年度（2026年度）の税制改正大綱では、前述の制度見直し（金商法改正）を前提に、譲渡所得（譲渡益、キャピタルゲイン）に係る税率を見直すことが示されている（図表7）。具体的に、金融商品取引業者が取り扱う暗号資産<sup>37</sup>を「特定暗号資産」としたうえで、それに係る現物取引、デリバティブ取引、ETFの譲渡所得等に分離課税の税率（所得税15%＋住民税5%）を適用する。また、取引において損失が発生した場合、別の譲渡所得（譲渡益）から控除できるとし、当該年で控除しきれなければ、3年間繰り越すこと（3年間の繰越控除）を認める、としている。これらの税制の見直しは、改正金商法の施行日の翌年から適用するとしており、最短でも2028年1月からとなる<sup>38</sup>。なお、暗号資産ETFについては、現状、暗号資産が投資信託の主たる投資対象である投資信託法施行令上の「特定資産」に位置付けられておらず、ETFを含めて、国内では暗号資産を対象とする上場投資信託を組成することはできない。そのため、税制改正では、投信法施行令の改正を前提に税制を見直す方針が示されている。

（図表7）暗号資産に係る税制の見直しの概要

金融商品取引法等の改正を前提に、以下の措置等を講ずる。

- ✓ 居住者が、暗号資産取引業者（仮称）が取り扱う暗号資産（特定暗号資産）を、暗号資産取引業者に対して譲渡等をした場合には、その譲渡所得については、分離課税とする
- ✓ 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産を、原資産とした暗号資産デリバティブ取引を分離課税とする
- ✓ 暗号資産ETF等については、投信法施行令の改正を前提に、分離課税とする
- ✓ 分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3年間の繰越控除を認める
- ✓ 暗号資産取引業者に対し、暗号資産取引に係る報告書の税務当局への報告義務を整備する

（資料）「令和8年度税制改正大綱」をもとに日本総研作成

## 5. わが国における暗号資産市場のあり方

以上の通り、わが国では暗号資産を金融商品のひとつとして位置づけたうえで、金商法の枠組みで規制するほか、税制も有価証券と同様の分離課税を適用する方針が示されるなど、わが国における暗号資産市場は大きな転換点を迎えている。一連の政策見直しについては、2026年の通常国会にて法改正の審議が行われるが、ビットコインをはじめ暗号資産がオルタナティブ資産のひとつとして捉えられ、市場規模や投資家層が世界的に拡大する状況下では、妥当な政策判断といえるだろう。もっとも、暗号資産政策の見直しは終わりではなく、暗号資産市場や

<sup>36</sup> 令和7年度（2025年度）税制改正大綱では、「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同様の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等を行うことを前提に、その見直しを検討する」と記載されていた。

<sup>37</sup> 金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限定されている。

<sup>38</sup> 前述の報告書の内容に基づき、2026年に金商法改正法案を提出。国会での審議後に法案が成立し、2027年に施行となった場合、2028年1月から分離課税が適用されることとなる。

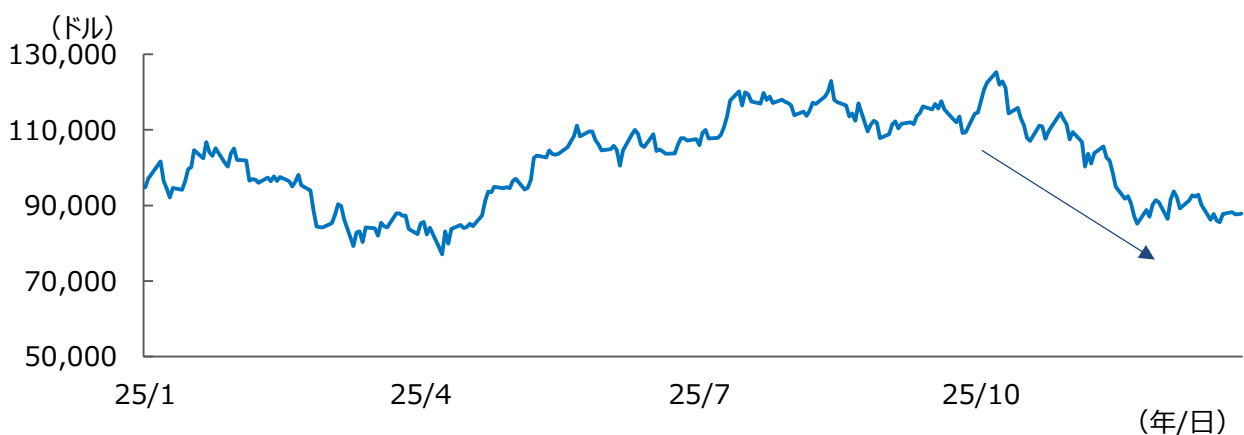


関連市場（ステーブルコイン、トークン化市場など）の動向、投資家のリスク認識や取引状況、主要国を含めた国際的な政策（規制）の検討状況などを踏まえ、わが国の暗号資産市場や政策のあるべき姿を不断に追求していくことが求められる。こうした観点から、今後重要となるポイントを、投資家、事業者、当局の3つの視点から指摘する。

### （1）投資家：リスクを踏まえた投資行動の徹底

ビットコインをはじめとする暗号資産は、価格上昇局面では、株式や債券といった伝統的な金融資産と比較して、高い投資リターン（キャピタルゲイン）を期待できることもあり、今般の暗号資産関連の規制の見直しや税負担の軽減、暗号資産 ETF 解禁等を通じて、わが国の個人投資家や機関投資家において暗号資産投資がさらに拡大していくと予想される。もっとも、暗号資産が価格変動（ボラティリティ）の大きいアセットクラスであることには変わりはなく、実際、足元において、米国における株価の下落（AI バブル懸念）や、一部事業者でのサイバー攻撃を受けた暗号資産流出等を背景に、一時 12 万ドル超まで上昇していたビットコイン価格が、8 万ドル台にまで下落するなど、価格下落が顕著になっている（図表 8）。また、新たに暗号資産を発行するケース（IEO）では、直近値が販売価格を下回るものが大半を占めるのが実情であるなど、投資対象とするには極めてリスクの大きい銘柄も多く存在する。報告書では、「規制を見直すことは暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではない」と明言しているが、今回の暗号資産政策の見直しが、とりわけ本邦投資家の投資リスクをいたずらに高めることのないよう、国内投資家の投資状況をウォッチしていくことが肝要となる。また、とりわけ個人投資家に対しては、金融教育の強化や事業者からの情報提供等を通じて、一攫千金を狙った短期的・投機的な動きは不適切であり、あくまで分散投資の一環として余裕資金の範囲内で購入し、投資ポートフォリオにおけるウェイトも限定的とすべき、といった暗号資産投資の基本的な考え方やポートフォリオのあり方等を定着させていくことが求められる。

（図表 8）2025 年のビットコイン価格の推移



（資料）Bloomberg L.P.をもとに日本総研作成

### （2）事業者：ガバナンスの向上と責任あるイノベーションの促進

前述の通り、今回の政策見直しによって、わが国における暗号資産市場の拡大が予想される

一方、コールドウォレットで管理する暗号資産の流出に備えた責任準備金の積み立てといった施策等について、暗号資産事業者の負担増につながるなどの批判も存在する。報告書にもある通り、「過重な事業者の負担が生じ、結果として利用者の利便性が損なわれることがないよう配慮すべき」といった点には留意する必要があるものの、規制・監督のあり方が明確となり、不公正な取引や不適切な事業者が排除されることで、市場の透明性や健全性が向上する効果に着目することが重要となるだろう。こうした点から、ビットコインやイーサリアムといった取引量の多い暗号資産について、交換業者において、顧客適合性の観点等から適切な情報提供が行われているか検証するとともに、リスクが認識されにくく、投資詐欺の温床となることが懸念される IE0 銘柄や、一般の投資家にとって馴染みのない銘柄については、発行者の情報提供やリスク管理体制、交換業者における暗号資産の審査体制等の検証を通じて、わが国における暗号資産事業者のガバナンスを向上させていくことが必要となる。

また今回の規制見直しでは、運用ポートフォリオの多様化の観点から、銀行や保険会社本体での投資目的での暗号資産の保有が認められるほか、子会社（グループ会社）では、暗号資産の発行・売買等も許容される。こうした規制緩和により、伝統的金融機関で暗号資産投資や関連ビジネスの拡大が予想されるなか、こうした金融機関においては、これまで培ってきた知見や経験、金融インフラの担い手としての信用・信頼を活かしつつ、暗号資産市場におけるリスク管理や内部管理、ガバナンス等をリードしていく役割も求められるだろう。

さらに、ブロックチェーンを基盤とする金融資産については、通常の暗号資産以外にも、ステーブルコインやトークン化預金、セキュリティトークン（デジタル証券）などもあり、これらは、企業・社会活動の生産性・効率性の向上や、経済の活性化につながると期待されている。今回の政策見直しは暗号資産に関するものではあるが、事業者においては、今回の政策見直しをひとつの契機として、トークン化技術を活用したイノベーションをさらに推進していくことも重要となる。

### （3）当局：海外動向を踏まえた柔軟かつ筋の通った政策運営

暗号資産市場はクロスボーダーでつながっており、政策（規制、税制等）の検討・実行にあたっては、海外動向、とりわけ米国の動向を注意深くウォッチしていく必要がある。もともと、米国の動向をみれば、バイデン前政権では、ゲンスラー米証券取引委員会（SEC）委員長のもと、暗号資産事業者に対して訴訟を繰り返すなど、厳格な姿勢を示してきた一方、現在のトランプ政権では、暗号資産に係る規制の整備<sup>39</sup>や米ドル建てステーブルコインの発行促進、事業者の負担軽減など、暗号資産業界に融和的な姿勢が明確となっている。このように米国における暗号資産政策は、共和党、民主党間の党派対立が鮮明な政策 이슈であり、今後も政権交代が起

<sup>39</sup> 暗号資産に関する規制として、クラリティ法（CLARITY Act）が審議されている（下院成立済、上院で審議中）。クラリティ法は、SEC（証券取引委員会）とCFTC（商品先物取引委員会）のデジタル商品に関する監督権限を明確化し、デジタル商品に対する包括的な規制の枠組みの構築を図るもの。具体的に、同法では、透明性があり、特定の所有者がいないブロックチェーンを「成熟したブロックチェーン（mature blockchain）」と定義。成熟したブロックチェーン上のデジタル商品を対象とする投資契約の募集について、特定の条件を満たせば、証券の発行開示規制の適用を免除する（免除を利用する発行体は、SECに届出）。また、デジタル商品取引所（中央集権型プラットフォーム等）およびデジタル商品のブローカー・ディーラーにCFTCへの登録を義務付け、取引所が遵守すべきコア原則を規定（顧客資産の分別管理、自己勘定取引の禁止、取引監視、記録の保持・報告、利益相反の最小化等）。取引所は、成熟したブロックチェーン上のデジタル商品のみを取引対象として提供可能。



こるたびに、政策スタンスが 180 度転換する事態も想定される。そのため、米国の動向を踏まえて柔軟に政策を調整していくことが肝要となる一方、米国の政策姿勢が変わっても、わが国として堅持すべき筋の通った暗号資産政策を確立していくことも重要となる。この点、報告書では、規制の見直しにあたっては、暗号資産の国際性や、変化の早い分野であることを踏まえた規制の柔軟性に加えて、投資家保護を通じた健全なイノベーションに留意すべき、と提言している。本邦当局ではこれまで、暗号資産やステーブルコインに関する規制・監督体制の整備を諸外国に先がけて進めてきたほか、2026 年度（令和 8 年度）の金融庁の組織再編において、資産運用・保険監督局を新設し、その傘下に暗号資産・ステーブルコイン課を設置することが示されるなど、今後も同分野での政策対応を進めようとしている。暗号資産はボラティリティが激しく、投資リスクの大きい商品であり、投資詐欺や金融犯罪の温床になっているとの指摘が根強いだけに、市場の健全性や透明性の確保が不可欠となる。本邦当局としては、引き続き、米国をはじめとする海外動向に留意しつつ、本邦投資家や事業者にとって健全で透明性が高く、イノベーションにも資する暗号資産市場を形成・整備することを基本的な方針として暗号資産政策を進めていくことが求められる。

## 6. おわりに

今回の金融審の報告書や税制改正大綱によって、暗号資産が金融商品のひとつとして規制されるようになるほか、暗号資産取引に係る税負担が軽減されるなど、わが国の暗号資産市場は大きな転換点を迎える。一連の政策対応によって、わが国の暗号資産市場の拡大が見込まれる一方、暗号資産が、株式や債券と言った伝統的な金融商品とは異なり、極めてボラティリティが大きく、ハッキング等によって顧客資産が流出する事例も多く存在するなど、投資リスクの大きい投資商品であること自体には変わりはない。投資家保護や不公正取引の抑制といった今回の規制の見直しを通じて、事業者や当局が一体となって、わが国として健全かつ透明性の高い暗号資産市場が形成されていくことを期待したい。

<参考文献・資料>

- 金融庁 「『暗号資産に関連する制度のあり方等の検証』ディスカッションペーパー」  
(2025年4月10日)  
「金融審議会 暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告」(2025年12月10日)、  
同ワーキング・グループ会議資料
- 財務省 「令和8年度税制改正大綱」(2025年12月26日)  
金融庁 「令和8(2026)年度税制改正について 一税制改正大綱における金融庁関係の主要  
項目一」(2025年12月26日)
- 金融庁 「令和8年度 予算、機構・定員(案)について」(2025年12月26日)
- 谷口 栄治 [2022] 「ステーブルコインに対する規制強化に向けた動きと今後の論点」  
日本総研 Research Focus No, 2021-046 (2022年1月13日)
- 谷口 栄治 [2025] 「トランプ政権における暗号資産政策」  
日本総研 Research Focus No, 2025-036 (2025年09月11日)